

改正健康増進法（受動喫煙対策） 説明会開催のお知らせ



たばこのルールが変わります！

2018年7月、健康増進法が改正され、受動喫煙対策が強化されました。
2人以上の人が利用する施設では、

原則屋内禁煙が義務づけられます。



学校・病院

など

学校・児童福祉施設、
病院・診療所、行政機関の庁舎等



事業所・小売店・飲食店など



事業所、工場、小売店、飲食店、
ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、
その他全ての施設

2019年7月1日から、
原則「敷地内禁煙」です。

2020年4月1日から、原則「屋内禁煙」です。

屋内で喫煙する場合は、原則として、
法律に定める要件を満たした喫煙室の設置が必要です。

法律の概要、設置が認められる喫煙室の要件などについて説明します。
また、中小企業が行う喫煙室設置・改修等に対する助成金についても
説明しますので、ぜひご参加ください。（参加費無料、申込不要）

【説明会日程】

日時	会場	定員
令和元年11月6日(水) 14:00~15:30	岡山県医師会館 三木記念ホール (岡山市北区駅元町19-2)	300
令和元年11月8日(金) 15:00~16:30	リージョンセンター ペンタホール (津山市大田920)	300

お問い合わせ先

岡山県保健福祉部健康推進課 健康づくり班 (担当: 新井)

TEL 086-226-7328 FAX 086-225-7283

E-mail kensui@pref.okayama.lg.jp